金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」の原則 $2\sim7$ (これらに付されている(注)を含む)に示されている内容と弊社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」との対応関係は以下のとおりです。

	実施の有無	弊社の「お客さま本位の業務運営に関する方針」に於ける該当 箇所(項目名)
【顧客の最善の利	益の追求】	
原則 2	実施	2. お客さまの最善の利益の追求
		6. お客さまの声を経営に活かす取り組み
		7. 従業員に対する適切な動機付け
(注)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
		7. 従業員に対する適切な動機付け
【利益相反の適切	な管理】	
原則 3	実施	3. 利益相反の適切な管理
(注)	実施	3. 利益相反の適切な管理
【手数料等の明確	1t]	
原則 4	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
【重要な情報の分	かりやすい提供】	·
原則 5	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注1)	実施	3. 利益相反の適切な管理
		4. お客さまへの適切な情報提供
		5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注4)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
(注5)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
【顧客にふさわし	いサービスの提供】	
原則 6	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注1)	実施	4. お客さまへの適切な情報提供
		5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注2)	非該当(*1)	
(注3)	非該当(*2)	
(注4)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
(注5)	実施	5. お客さまにふさわしい商品・サービスの提供
		7. 従業員に対する適切な動機付け
【従業員に対する	適切な動機づけの枠組み等】	l
原則 7	実施	7. 従業員に対する適切な動機付け
(注)	実施	7. 従業員に対する適切な動機付け

非該当(*1) 代理店として複数の金融商品・サービスのパッケージ販売・推奨等は実施していない為

非該当(*2) 代理店として金融商品の組成は実施していない為

金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」については、金融庁ホームページ(*下記URL)を ご確認下さい。